

市長所信表明(平成27年12月)

おはようございます。

本日、平成27年12月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨み、当面する諸課題への取り組みと今後の市政運営に取り組む所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「吉野川市人口ビジョン及び総合戦略」について申し上げます。

地方創生の推進に向け策定を進めております人口ビジョン及び総合戦略については、去る9月定例会における市議会の御議論をはじめ、市民の皆様、関係団体及び有識者による推進協議会等からの御意見を踏まえ、素案を取りまとめたところであります。

人口ビジョンでは、市の将来人口について、自然減対策によって合計特殊出生率を2050年までに市民の希望出生率である2.45まで回復させるとともに、社会減対策によって進学や就職に伴う若年層の市外転出を抑制し、社会移動を2020年までに均衡させることで、2060年に国勢調査の人口で3万人の確保を目指すこととしております。

そして、この目標を達成するための対策を取りまとめた総合戦略素案では、「雇用の場の創出」、「人の新しい流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力ある新しいまちをつくる」の4つの基本目標を掲げ、本市の強みを最大限活用しながら、新たな視点等を盛り込んだ事業群を構築しております。

この戦略の推進により、若者が希望を持って働き、安心して子どもを産み育て、その豊かな暮らしが次世代へとつながる吉野川市を実現してまいります。

次に、「当初予算編成方針」について申し上げます。

我が国の経済は、「三本の矢」からなるデフレからの脱却と経済再生を目指すいわゆるアベノミクスの推進により、消費者物価は緩やかに上昇し、雇用・所得環境も改善傾向にあるなど回復基調が続いていますが、海外景気の下振れなどのリスクには留意する必要がありますとされております。

本市においては、合併特例債や普通交付税の合併算定替えなど、有利な財政制度を活用しながらまちづくりを進めるとともに、行財政改革にも積極的に取り組み、健全な財政運営に努めてまいりました。

しかしながら、今後の少子高齢化の進行による、社会保障関係経費の増大や老朽化した社会資本の更新に、市の財政負担が見込まれる一方、市税は、法人市民税の一部国税化の影響等もあり、増収は期待できない状況にあります。

また、普通交付税の「合併算定替」は、平成27年度から減額されており、平成31年度までの5年間の減額累計見込みは約19億円程度になると推計され、本市の財政状況は今後さらに厳しさを増してまいります。

このような状況を踏まえ、「第3次行財政改革大綱及び実施計画」に基づく歳入確保や歳出の削減などの取り組みを推進し、健全な財政運営に努めるとともに、新型交付金を始め、新年度予算に向けた国の具体的な施策の動向を注視しながら、市独自の「地方創生」に取り組んでいく必要があります。

こうした認識のもと、平成28年度予算を編成することとしております。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「過疎地域自立促進計画」についてであります。

平成24年6月に「過疎地域自立促進特別措置法の一部改正」が行われ、平成28年度から平成32年度までの5年間に期限が延長されたところであります。

「過疎地域」に該当いたします「美郷区域」におきましては、合併後においても、「過疎計画」を策定し「過疎債」を活用しながら、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備など、住民ニーズに対応した施策を展開してまいりました。

これらの取り組みは、一定の成果を上げているものの、依然として人口減少と高齢化が進展しており、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化とともに、地域コミュニティの衰退により、集落機能の一層の低下が懸念されています。

「ホタル」をはじめとした美郷地域の豊かな自然環境や「高開の石積み」など地域に根ざした伝統・文化などの地域資源を有効活用

し、都市住民等との交流人口の増加を図るとともに、地域の特性を生かした産業の振興により地域経済の活性化を図り、地域住民が誇れる魅力的なまちづくりを行う必要があります。

これらのことから、県の「過疎地域自立促進方針」との整合性を図りながら、今後5年間を目標とする新たな「吉野川市美郷区域過疎地域自立促進計画（案）」を取りまとめてまいりました。

なお、この計画案につきましては、今定例会に、議案として提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「中心市街地活性化の推進」についてであります。

JR鴨島駅前を中心とする中心市街地の再生は、本市にとりまして喫緊の課題であります。とりわけ本年5月、駅前市街地の中心部に位置し、市街地の核となる公益施設でありました「麻植協同病院」が、吉野川遊園地跡地へ移転したことにより、市街地の中心部に大規模な空閑地が生じ、周辺地の状況は大きく変化しております。

この「旧麻植協同病院跡地」の利活用につきましては、周辺市街地との一体的な活性化策を検討する中で、整備手法などの検討が必要と考えております。その際には「賑わいの拠点」として活性化に向けた取り組みを行うことで、その賑わいを中心市街地全体に波及させることが必要であると考えております。

このためには、今後、地権者や商業者、市民やNPO、民間企業、交通事業者など、多くの関係者の参加をいただき、ハード・ソフトの両面から、中心市街地のまちづくりを推進していくことが必要であり、地域住民・団体等主導の検討協議会を立ち上げるとともに、地方創生先行型交付金を活用し、駅前市街地及びその周辺の空き店舗の実態調査を実施してまいります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

まず、「統合小学校、こども園整備」についてであります。

平成30年4月に開校いたします川田・美郷地区の4小学校の統合小学校名を「高越小学校」に、4幼稚園・2保育所を統合した認定こども園名を「高越こども園」に決定したところでございます。

今後、市議会の議決を経て、正式な決定となりますが、地域の皆様に親しまれ、子どもたちが、夢や希望を持てる小学校及び認定こども園となることを願っております。

また、こども園整備については、山川東部地区の市立山瀬幼稚園と私立山川東保育所を私立幼保連携型認定こども園に再編し、平成30年4月に開園できるよう準備を進めております。

次に、「児童虐待防止への取り組み」についてであります。

平成26年度の本市における児童虐待相談の新規対応件数は、前年度に比べて10%多い44件となっております。

そのため、本市においては、啓発活動と相談活動により、児童虐待防止に向けた取り組みを進めております。

まず、啓発活動としては、「広報よしのがわ」と「ホームページ」の活用、保護者への定期的な資料配布を行っており、11月の「全国一斉児童虐待防止推進月間」には、小中学生が作成した、児童虐待防止に関するポスターや標語、書道などの作品を市役所ホールに展示するとともに、量販店での街頭ビラ配りを行い、市民に虐待防止を呼びかけております。

また、相談活動については、主に「子育て支援課・子ども相談室」が行い、「警察署」や「児童相談所」などの関係機関との連携により、見守り活動や指導方法の確認と情報交換を行い、対応しております。

そして、児童虐待が疑われるような通報や相談があった場合には、子どもの安全確認と家族との面談を行っております。

今後も、児童虐待防止を幅広く市民に呼びかけるとともに、関係機関との緊密な連携のもと、活動を強めてまいります。

2点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、「吉野川市業務継続計画」についてであります。

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に70%の確率で発生すると予想されています。

大規模地震災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員も被災することが予測されます。このことにより行政機能が低下する中であっても、市民の生命、生活及び財産を保護し、市民への影響を最少限に抑える必要があります。

このため、本市の通常業務のうち中断ができない、または中断しても早期再開を必要とする業務を「非常時優先業務」として事前に特定しておき、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入して、災害応急対策業務や非常時優先業務を発災直後から適切に実施する

ための計画を策定してまいります。

次に、「橋梁の耐震化・長寿命化事業」についてであります。

本市が管理する道路橋は675橋あり、現在それらの橋梁群の多くは建設後50年を経過しており、構造物全般の老朽化は否めない状況にあります。そのため計画的な維持管理により所要の健全度を保持しなければなりません。

耐震化事業につきましては、震災時における道路ネットワークを確保するため、防災拠点、避難施設、居住地及び緊急輸送道路を結ぶ路線にある重要度の高い橋梁から耐震補強を進めており、現在まで12橋の対策がなされております。

また長寿命化事業は、将来的な財政負担の低減及び道路交通の安全性確保を図るため、橋梁の維持管理を従来の対症療法型から予防保全型へ転換し、限られた予算の中で効率的に修繕工事を進め、橋梁寿命の延伸を図るべく、今年度より取り組んでおります。

今後も「橋梁耐震化基本計画」及び「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、順次、耐震化・長寿命化事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「空き家対策の推進」についてであります。

本年の5月26日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行となり、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針』が公表され、「そのまま放置していると倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態」、「著しく衛生上有害となるおそれがある状態」など、「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続等について、参考となる考え方が示されました。

これを受けて本市では、市内の空き家等の適正な管理及び活用促進を図ることを目的に、空き家等の対策を、総合的かつ効果的に推進する庁内横断的組織、「吉野川市空家等対策検討委員会」を本年9月に設置したところであります。

今後、自治会へ依頼しての概要調査、空き家戸別の詳細調査を実施し、この調査結果をもとに実効性のある空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、空き家情報の一元化を図るため、データベースのシステム改修を行う予定としております。

なお、今定例会には、空き家等の適正な管理について必要な事項を定めた空家等対策の推進に関する条例を提案させていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

3点目は、「ふるさと納税推進事業」についてであります。

平成27年度の制度改正により、納税枠拡充や確定申告簡略化などの「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。

本市では、この制度改正に伴い、本年度、スイートコーンなど新たな記念品を導入したことにより、10月末現在で、対前年度比、寄付件数が297%増の2,729件、寄付金額が274%増の約28,800千円となっております。

また、農産物や障がい者福祉施設応援記念品、ブランド牛などのさらなる記念品の充実を行うことで、寄付の推進を図ることはもとより、吉野川市のPRにもつながり、合わせて、事業者にとりましても販路拡大となり、地元産業の活性化にも大いに資することを期待しております。

この事業により吉野川市の魅力を全国にアピールして吉野川ブランドの定着を図り、活力あふれるまちづくりへとつなげてまいりたいと考えております。

4点目は、「簡素で効率的な行政基盤の確立」についてであります。

まず、「地方公営企業法適用」についてであります。

下水道事業につきましては、これまでのような一般会計に大きく依存する経営状況からの転換を図り、地方公営企業の経営原則である独立採算制を目指して、地方公営企業法の適用作業を進めています。これにより、損益や資産を把握し、経営状況を明確化し、効率的な事業実施に努めてまいりたいと考えています。

本年度におきましては、主に下水道事業に係る固定資産台帳整備を進めるため、法適用支援業務を高度な対応力があり実績豊富な業者をプロポーザル方式により選定の上、委託し、平成30年3月末までを契約履行期間として実務的な作業に鋭意取り組んでいるところであります。

また、上水道事業は、すでに公営企業として運営していますが、「簡易水道事業」を統合することによりまして事業の効率性と持続可能性を高め、安全で良質な水を安定供給できるようさらなる経営の健全化に努めてまいります。

今後、平成30年度からの上・下水道事業への「地方公営企業法」の全部適用を目指して移行作業を進めてまいります。この中で、現在、上・下水道一体でお支払いいただいております使用料につきましては、シミュレーションを行うなど、健全で安定した事業運営の基盤として見直してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「マイナンバー制度の今後の動き」についてであります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、住民票を有するすべての方に番号を付番し、社会保障・税・災害対策の各分野の事務で利用するものです。

この制度の導入により、国民の利便性を高め、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。

本市では、平成27年10月末以降に「通知カード」が、住民票に記録されている住所に簡易書留郵便（世帯単位）で順次送付されました。そして、平成28年1月からは「個人番号カード」を交付申請された方に対して、市民課窓口で交付事務が開始されます。

個人番号カードの交付については、「通知カード」との引き換えにより行いますので、「通知カード」については、引き換えまで大切に保管をお願いいたします。

また、平成28年1月以降は、各種申請手続きの際に個人番号の記載が必要となりますので、事前にお知らせ等を行ってまいりたいと考えています。

まだまだ不確定な部分の多い制度でございますが、御理解いただけるよう市民の皆様への周知に努めてまいります。

以上、市政に対する所信の一端を申し上げます。

今後は、本市の魅力を発信するなど定住促進に向けた取り組みや防災・減災対策、また、中心市街地の活性化に向けた取り組みなど都市機能の向上により市民が安心して豊かに暮らすことができるよう、引き続き活力あるまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

これから20年、30年先のまちづくりに想いを馳せ、市民一人ひとりがいつまでも住みたい、住み続けたいと思っただけのような吉野川市の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出しております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

提出しております案件は、「専決処分の報告について」の案件が1件、「吉野川市個人番号の利用に関する条例」などの条例案件が3件、「平成27年度吉野川市一般会計補正予算（第4号）」などの補正予算案件が3件、「吉野川市アメニティセンターの指定管理者の指定について」など指定管理者の指定案件が6件、「吉野川市美郷区域過疎地域自立促進計画」の策定に関する案件が1件、「財産の処分」についての案件が1件の計15件でございます。

まず、報第18号「専決処分の報告（和解）」については、平成27年4月15日、市内川島町において、市有車両が県道を走行中、自宅敷地から出ようとした相手方車両が、市有車両の左後輪に接触し、双方の車両が破損したもので、修理費は各自の負担となっております。

なお、市有車両については、車輪への接触であったため、修理の必要はございません。

次は、「条例関係議案」として、

まず、議第72号「吉野川市個人番号の利用に関する条例」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「番号法」）の規定により、社会保障・税・災害対策の分野に係る市の独自事務については、条例を定めることにより、個人番号を独自に利用できることとされたため、必要な事項を定めるものです。

次に、議第73号「吉野川市空家等対策の推進に関する条例」については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理が行われていない空家等の対策について、必要な事項を定めるものであります。

次に、議第74号「吉野川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正」については、地方税法等の一部が改正され、徴収猶予等に関する規定が法律から条例へ委任されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

議第75号「平成27年度吉野川市一般会計補正予算（第4号）」は、主なものとして、

「退職手当組合特別負担金」9,637万2千円

「放課後児童クラブ施設整備費」498万4千円

「ふるさと納税推進費（記念品等）」1,857万8千円

「空家管理システム構築事業」130万円など

1億446万1千円を追加し、補正後の予算総額を、

196億9,933万4千円とするものです。

次に、各特別会計の補正予算は、

まず、議第76号「平成27年度吉野川市介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、職員人件費の調整により、675万7千円を追加するものです。

次に、議第77号「平成27年度吉野川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、職員人件費の調整により、482万5千円を追加するものです。

※次に、議第78号から議第83号までは、指定管理者の指定を行うものです。

議第78号「アメニティセンター」は、「一般財団法人 阿波和紙伝統産業会館」を指定管理者とし、指定期間は、平成28年4月1日から3年間とするものです。

議第79号「高越弓道場」は、「高越弓道会」を指定管理者とし、指定期間は、平成28年4月1日から5年間とするものです。

議第80号「近久児童館」は、「社会福祉法人 吉野川市社会福祉協議会」を指定管理者とし、指定期間は、平成28年4月1日から3年間とするものです。

議第81号「鴨島老人福祉センター別館」は、「社会福祉法人 吉野川市社会福祉協議会」を指定管理者とし、指定期間は、平成28年4月1日から1年間とするものです。

議第82号「美郷物産館」及び、
議第83号「江川鴨島公園」は、
「特定非営利活動法人美郷」及び「公益社団法人吉野川市シルバー人材センター」をそれぞれ指定管理者とし、
指定期間は、平成28年4月1日から3年間とするものです。

次に、議第84号「美郷区域過疎地域自立促進計画」については、現行計画の計画期間が平成27年度をもって満了すること、「過疎地域自立促進特別措置法」の有効期間が平成32年度まで5年間延長されたことに伴い、平成28年度から平成32年度までの新規計画を策定するものです。

最後に、議第85号「財産の処分」については、「山川在宅介護支援センター」を社会福祉法人 博友会へ無償譲渡することについて、議会の承認を求めるものです。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。